

営業時間短縮の協力要請に関する
よくあるご質問

令和3年10月1日

よくあるご質問について、整理いたしました。

更なる感染拡大を防止すべく、ご不便をおかけしますが、何卒ご協力いただきますよう、
よろしく願いいたします。

【 時短要請について 】

Q 1. 時短要請は何に基づくものか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項によるものです。

Q 2. 要請に応じなかった場合に罰則はあるか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項による要請であるため、要請に応じない店舗等への罰則はありません。

Q 3. 時短要請を行う地域は？

A. 対象となる地域は『岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町』の8市町です。

Q 4. 8市町を対象と地域とした理由は？

A. 新規感染者数、飲食店の数・集積状況、市町村からの要望等を踏まえ、総合的に判断しました。

Q 5. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業する飲食店及び、同法「飲食店営業許可」を受けている遊興施設が対象です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は対象外となります。

また、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外となります。

Q 6. 時短要請の対象となっている「遊興施設」とはどのような施設か？

- A. 「遊興施設」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウスなどであり、さらに食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けて営業する店舗が時短要請の対象です。

Q 7. ノンアルコールの、ビールやカクテルは要請にある「酒類の提供」に含まれるか？

- A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q 8. 微アルコール飲料は提供してもよいのか？

- A. 含有アルコール量が1%未満のものについては、ノンアルコール飲料とし、提供いただいて構いません。

Q 9. 酒類提供を止める時間と時短営業を行わなければならない正確な時間は？

- A. 以下の時間帯においては、酒類提供の中止及び、営業を自粛願います。
加えて、飲食を主業とするカラオケ店については、終日カラオケ設備の提供を行わないようお願いします。

○「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗（第三者認証店舗）

【 酒類提供を中止する時間 】

午前0時（0:00）～午前11時（11:00）

午後8時（20:00）～午後12時（24:00）

【 営業を自粛する時間 】

午前0時（0:00）～午前5時（5:00）

午後9時（21:00）～午後12時（24:00）

○その他の店舗

【 酒類提供を中止する時間 】

午前0時 (0:00) ～午前11時 (11:00)

午後7時 (19:00) ～ 午後12時 (24:00)

【 営業を自粛する時間 】

午前0時 (0:00) ～午前5時 (5:00)

午後8時 (20:00) ～ 午後12時 (24:00)

Q10. 酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？

A. 酒類のオーダーストップを既定の時間（「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗は午後8時まで、その他の店舗は午後7時）までにさせていただくようお願いします。

Q11. 「同一グループ・同一テーブル原則4人以内」とはどのようなことか。

A. 一つのテーブルに座る人数を4人以下とするようにしてください。

Q12. 4人以上来客した場合、どうすればよいのか。

A. 5人以上来客があった場合は、テーブルを分けて着席していただき、一テーブル4人以下となるようにしてください。

例 10人で来店した場合、例えば「4人」「4人」「2人」とテーブルごとに分かれて座るようにしてください。

Q13. カウンター席においても原則4人以内にしなければならないのか。

A. カウンター席の間にアクリル板等の設置又は座席間の間隔が1m以上確保できているのであれば、5人以上座っていても問題ありません。

Q14. 家族で小さな子供やお年寄りがいて、テーブルを分けて座るのが難しい場合は。

A. あくまで、「原則4人」であり、同居家族で小さな子供がいる場合や介護が必要なお年寄りが同席する場合については無理にテーブルを分けて座る必要はありません。

Q15. 10月1日以降のカラオケ設備の提供に対する要請は？

A. 「カラオケの取扱い」についても、国の方針に基づき、対象エリア8市町（岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町）においては以下の通り要請しています。

○飲食店（昼営業のスナックやカラオケ喫茶等）及び結婚式場

・カラオケ設備の利用自粛

○上記以外の店舗（カラオケボックス等）

・利用者の密回避や換気の確保等、感染対策を徹底

Q16. カラオケ設備の提供を取りやめ営業する場合、カラオケ設備を撤去しなければいけないのか？

A. カラオケ設備が利用できない状態であれば、機材を撤去いただく必要はありません。また、国が定める指針からも「カラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではないこと」や「新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置であること」が示されています。

Q18. 飲食店が通常営業を要請時間で終了し、その後はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、要請時間後も営業していただいて構いません。

Q 1 9 . 結 婚 式 の 場 も 要 請 の 対 象 と な る の か ?

A. 飲食店営業許可を受けている結婚式場については、飲食店と同様の要請内容となります。

Q 2 0 . 結 婚 式 の 披 露 宴 会 場 に お い て も 、 「 同 一 グ ル ー プ ・ 同 一 テ ー ブ ル 原 則 4 人 以 下 」 と し な け れ ば な ら ない の か 。

A. 結婚式の披露宴会場においても、一テーブル4人以下とするようお願いいたします。

Q 2 1 . 旅 館 ・ ホ テ ル 等 の 宿 泊 施 設 も 、 規 定 の 時 間 ま で に 飲 食 の 提 供 を や め な け れ ば い け ない の か ?

A. 宿泊者に対する飲食の提供（酒類提供を含む）については、要請の対象外です。
ただし、日帰り客等の宿泊者以外に対する飲食の提供（酒類提供を含む）は、飲食店と同様の要請内容となります。
なお、宿泊客、日帰り客に関わらず、カラオケ設備の提供は自粛願います。

【協力金について】

Q 2 2. 協力金を支給する趣旨は？

- A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様
の協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。

Q 2 3. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

- A. 従前から、必要な許認可等を取得の上、岐阜県内で対象となる店舗を運営している事
業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常
在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 2 4. 従前の営業時間が午後 9 時までであった「新型コロナ対策実施店舗向けステッ カー」取得店舗が、午後 8 時までに営業時間を短縮した場合、協力金は支給されるの か？

- A. 従前の営業時間が午後 9 時までである「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取
得店舗は、時短要請の対象外であるため、こういった店舗が営業時間を短縮した場合で
あっても、協力金は支給されません。

Q 2 5. 従前の営業時間が要請時間内であった飲食店が、酒類の提供時間を短縮した場 合、協力金は支給されるのか？

- A. 従前の営業時間が要請時間内（「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗は
午前 5 時から午後 9 時、その他の店舗は午前 5 時から午後 8 時）である店舗が、酒類の
提供時間短縮をした場合は、協力金の支給対象となりません。

Q 2 6 . 当店はステッカー未取得店舗であり、通常営業は20時30分までである。20時までの時短に応じた場合、協力金は支給されるのか。

A. 協力金は支給されます。ただし、協力金の支給に際し、感染防止対策に取り組んでいることの確認が必要であるため、協力金申請時には、その旨記載した何らかの書面を提出いただくことを予定しています。

また、本県では、県民の皆様が安心して店舗を利用できるよう、感染防止対策を実施している飲食店に対し、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得を呼びかけています。まだ未取得の場合は、是非取得をご検討ください。

Q 2 7 . 当店はステッカー取得店舗で、通常営業は20時30分までであるため、協力金が支給されない。一方で、その他の店舗で通常営業が20時30分の場合、20時までの時短要請に応じれば協力金が支給されるが、不公平ではないのか。

A. ステッカー取得店舗に対しては、21時までの時短要請であるため、通常営業が21時以前に終了する店舗に対しては、協力金は支給されません。

時短要請の要件の緩和（より長い時間営業が可能）をステッカー取得のインセンティブとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q 2 8 . 当店はステッカー取得店舗で、通常営業は21時までである。この場合、時短要請にかかる協力金の支給対象とならないため、酒類提供も21時まで行ってよいか。

A. ステッカー取得店舗に対しては、21時までの時短営業と20時までの酒類提供を要請しているところです。通常営業が21時以前に終了する店舗に対しては、協力金は支給されませんが、酒類の提供は20時までにしていただくようお願いします。

Q 2 9 . 協力金の申請方法や、申請書類は？

A. 申請書や申請日等の申請方法の詳細につきましては後日公表いたしますので、今しばらくお待ちください。

Q 3 0. 指定管理者や第 3 セクターは協力金の支給対象か？

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

Q 3 1. 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

A. 県内にあれば、要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

Q 3 2. 県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえませんか？

A. 県内の全ての店舗を時短等することを協力金の支給要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか判断します。

Q 3 3. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 3 4. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。